

～大切なお知らせ～

# 令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

**必ず裏面の支給手続きをご確認ください。**

## 1. 変更後内容

### ■ 支給対象年齢拡大

- ① **18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童**（以下、高校生年齢以下児童と表記）がいる世帯が支給対象となります。

### ■ 所得制限撤廃

- ② **上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象**となります。

### ■ 多子加算の拡充

- ③ **第3子以降の児童**は児童1人当たり支給額が**一律3万円**となります。

### ■ 算定対象児童の年齢拡充

- ④ **算定児童が18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童**（以下、大学生年齢児童と表記）となります。

◆算定例◆

| 児童年齢 | 算定  | 支給金額（円） |
|------|-----|---------|
| 21歳  | 第1子 |         |
| 17歳  | 第2子 | 10,000  |
| 14歳  | 第3子 | 30,000  |

| 児童年齢 | 算定  | 支給金額（円） |
|------|-----|---------|
| 23歳  |     |         |
| 17歳  | 第1子 | 10,000  |
| 14歳  | 第2子 | 10,000  |

### ■ 支給月が2か月に1回

- ⑤ 児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

## 2. 支給額

| 児童の年齢    | 支給金額(1人当たりの月額) |         |
|----------|----------------|---------|
|          | 第1子・第2子        | 第3子以降   |
| 3歳未満     | 15,000円        |         |
| 3歳以上～高校生 | 10,000円        | 30,000円 |

## 3. 申請期限

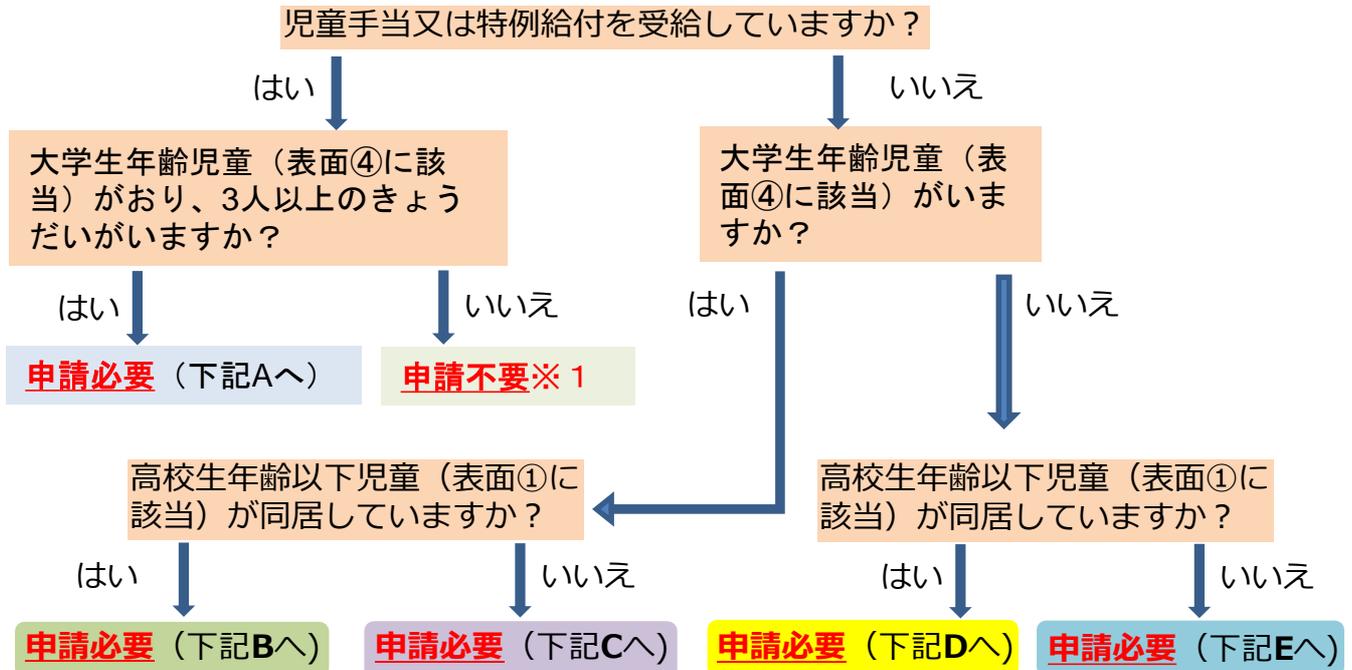
**令和6年10月31日（木）まで**



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで（必着）に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

■ 問い合わせ先 志摩市役所 健康福祉部 こども家庭課  
☎ 44-0282（受付時間：平日8:30～17:15）

## 4. 申請対象者



※1 高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、**職権で増額**とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

## 5. 児童手当の支給手続き

志摩市役所1階こども家庭課窓口または、各支所までお越しください。

### 提出書類

#### ▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

#### ▼申請対象者B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）  
※3歳未満の児童があり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

#### ▼申請対象者C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください）
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）  
※3歳未満の児童があり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

#### ▼申請対象者D

- ・ 児童手当認定請求書  
※3歳未満の児童があり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

#### ▼申請対象者E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください）  
※3歳未満の児童があり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー